

平成26年第4回紀の川市議会定例会 第3日

平成26年12月5日（金曜日）

開 議 午前 9時30分

散 会 午前11時50分

◎議事日程（第3号）

日程第1 一般質問

日程第2 報告第 5号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第3号））

日程第3 議案第161号 工事請負契約の一部変更について（市民体育館等建設工事）

議案第162号 工事請負契約の一部変更について（麻生津簡易水道区域拡張（その1）工事）

議案第163号 紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第164号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第165号 紀の川市行政組織条例の一部改正について

議案第166号 紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第167号 紀の川市国民健康保険条例の一部改正について

議案第168号 紀の川市営住宅条例の一部改正について

議案第169号 平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）について

議案第170号 平成26年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第171号 平成26年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について

議案第172号 平成26年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について

議案第173号 平成26年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第174号 平成26年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第175号 平成26年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第2号）について

議案第176号 平成26年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）
について

議案第177号 平成26年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第178号 紀の川市道路線の認定について

議案第179号 紀の川市道路線の認定について

議案第180号 紀の川市道路線の認定について

議案第181号 紀の川市道路線の認定について

議案第182号 紀の川市道路線の認定について

議案第183号 紀の川市道路線の廃止について

議案第184号 紀の川市道路線の廃止について

議案第185号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

日程第4 請願第3号 「農協改革」に関する意見書の提出を求める請願について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）のとおり

○出席議員（19名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	8番 中村真紀	9番 榎本喜之
10番 坂本康隆	12番 村垣正造	13番 竹村広明
14番 杉原勲	16番 堂脇光弘	17番 室谷伊則
18番 上野健	19番 石井仁	20番 川原一泰
21番 森田幾久		

○欠席議員（2名）

15番 西川泰弘
22番 高田英亮

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	上山和彦
総務部長	竹中俊和	市民部長	中邨勝

地域振興部長	宇田美千子	保健福祉部長	服部恒幸
農林商工部長	岩坪純司	建設部長	福岡資郎
国体対策局長	畑野孝典	会計管理者	吉田靖
水道部長	田村佳央	農業委員会事務局長	米田昌生
教育長	松下裕	教育部長	山本弘茂
総務部財政課長	杉本太		

○議会事務局職員

事務局長	城山義弘	議事調査課長	中野朋哉
議事調査課課長補佐	田中啓吾	議事調査課係長	藤田郁也

（開議 午前 9時30分）

○副議長（森田幾久君） おはようございます。

報告ですが、22番 高田英亮議長から、所用のため本日の会議を欠席させていただきたいとの届け出がありましたので、報告します。

ただいま申し上げましたとおり、議長が欠席されましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、本日、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきますので、どうかよろしくお願ひします。

本日は、一般質問及び提案されております議案につきまして、総括質疑及び委員会付託を行い、また一部採決もお願ひしたいと思います。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまからお手元に配付の日程のとおり、平成26年第4回紀の川市議会定例会3日目の会議を開きます。

議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○副議長（森田幾久君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、2番 太田加寿也君の一般質問を許可します。

2番 太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

私の今回の質問は、紀の川市のICT教育の推進についてであります。

和歌山県教育委員会は、今年度の全国学力テストの県の成績結果を受けて、この12月1日に学力向上対策短期計画を発表し、県下全ての公立小・中学校に学力向上推進プランの作成を求め、来年4月に実施される学力テストまでにプランの取り組みを実行するよう指示しています。

しかし、このような短期間の取り組みで、本当に学力が向上するのか、甚だ疑問があります。学校の先生方が、簡単に点数を上げろと言われたら、方法は幾つか考えられます。例えば、過去問を幾つもやらせることです。しかし、これで本当の学力と言えるのでしょうか。それより、子どもたちの学力がテストの点数だけで判断される風潮は、本来の教育のあり方、つまり子ども一人一人の個性と能力を大切にしたい取り組みが置き去りにされる危険性を感じます。

さて、紀の川市のICT教育は、これまでどのように取り組まれてきたのでしょうか。そして、学力向上などにどのような効果を上げてきたのでしょうか。

本市の小・中学校では、那賀郡の時代からコンピューター教室が設置され、初期のブラ

ウン管型ディスプレイから技術の進歩とともに買いかえられ、現在はノートパソコンタイプへと変わっています。授業に不可欠ないろいろな効果が、ソフトもインストールされてきました。また、職員にも市からノートパソコンが配布されています。ただ、配布されるまでに機種も性能も何も知らされませんでした。教室には、大型ディスプレイやプロジェクターが準備され、ほかにも高価なタッチパネル式大型ディスプレイが配備されています。

このように、ICT教育のための環境整備は着々と進められてきました。そこには、これまでに非常に大きな予算がつき込まれています。これだけの設備が教育現場でどのような授業にどのくらい利用され、どのような効果を上げてきたのかを教育委員会としてきちんと把握し、分析評価し、課題は何なのかを明らかにしていただき公表していただきたいと思っています。それがあって初めて教育力の向上、学力の向上につながっていくと考えています。

今の教育現場は、担任業務や授業だけでなく、生活指導、生徒指導、登下校指導、クラブ活動などなどさまざまな仕事が重なって、勤務時間内での授業研究、教材研究などの時間確保が非常に困難な状況にあります。特に、小学校では、担任が全教科の準備に追われます。

タブレットなどのICTを活用した授業には、さらに多くの準備の時間が必要となります。本来は、各学校に専門の担当者を配置すべきではないでしょうか。私自身が、長年ICT教育、情報教育にかかわってきた者として、学校現場のこのような困難な実態を踏まえて、教育委員会としてこれまでのICT教育の取り組みの成果と問題点は何かということをお伺いしたいと思います。また、効果を上げるために、教職員の講習や研修の機会をどのように確保してきたのかということもお伺いしたいと思います。

次に、タブレットが今年度から導入される件についてです。

タブレットの導入は、私には突然決まったように感じています。学校現場も予想していなかったのではないのでしょうか。他郡市の先生から、「紀の川市はタブレットが配布されたいですね。授業も始まるの」と聞かれて驚いた人もいたようです。他府県では、既に導入が始まっていますし、国も2020年に全ての児童・生徒への配布を目指していることもわかっています。ただ、武雄市や大阪市など先進地では、導入までにモデル校の設置や教員研修、機種選択など綿密な計画と分析評価を行っています。その分析評価や課題も正確に公表されています。それでも、成功していないところもあります。

私自身は、タブレットの導入には大いに賛成しています。しかし、一般的には反対の人などさまざまな意見があります。今回、教育委員会としてこのような他府県の実情をどのように分析し、導入の検討をしたのでしょうか。また現在、本市の小・中学校でタブレットを授業に取り入れている教員がどのくらいいるのか。タブレットを使える教員がどのくらいいるのか。そして、教材やアプリをどのように準備しているのかなどをきちんと把握しているのでしょうか。それと、これまでにパソコンで利用してきた高価で貴重なアプリなどの利用、応用は考えたのでしょうか。

他府県のように、せめて小・中1校程度のモデル校の設置を検討しなかったのでしょうか。機種選定についても、選定基準をした要素は何だったのでしょうか。大阪市のように、複数の機種を使って検討している、そういうところもあります。本来は、他府県と同様に貴重な予算を有効に使うために教育現場の意見を広く聞き取り、長く使える有用性の高いものを提案すべきだと考えます。

市教委は、教材はインターネットなどを利用して準備してもらおうと言われますが、無償で手に入り、教材として使えるものはごく限られています。無料アプリなどは、お試して使えるだけで、本格的に使うには使用料金が発生します。使おうと思えば、今のままでは教員の個人負担になってしまいます。

これからのタブレットを用いたICT教育の推進に向けても、これまでのICT教育と同様に、どの教科の、どの単元で、何を目標に、どのような方法で使うのかを十分に研究、検討し、きちんとした年間計画を立てて実施することが必要です。その計画に沿って実践を積み重ね、修正を加えながら、時間をかけて学力向上につながる利用方法を開発していくことが必要です。

とりあえず先生方に使ってもらってなれてもらうという目標では、貴重な予算を無駄遣いしてしまいかねません。「タブレットを配布するので授業に使いなさい」と言われても、得意な人以外できるはずがないのです。これらの点について、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、タブレットの導入の経緯と今後のプランニングについて、教育長にもお伺いしたいと思います。

最後に、これからの本市のICT教育の計画はどう進めようとしているのでしょうか。学力向上にどうつなげていこうとしているのでしょうか。ICT機器の導入やネットワークの構築など、考えられる設備の予算確保も含めてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（森田幾久君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 山本弘茂君。

○教育部長（山本弘茂君）（登壇） おはようございます。

それでは、通告に従いまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、1点目、これまでの取り組みの現状と課題はどうかという御質問でございます。

紀の川市内小・中学校においては、各学校にパソコン教室、それから電子黒板を配置し、小学校の教室にはテレビを設置してございます。例えば、外国語活動の時間に発音を確認するなど、視聴覚教材として電子黒板やテレビを活用する。また、理科や社会科、技術・家庭科の技能資料、それから国語科における書写指導など、あらゆる教科において指導の充実を図るためにICTを活用してございます。

課題といたしましては、各中学校に現在テレビ等は設置しておらず、パソコン等を教室に持ち込んでも映すことができないというところから、今後プロジェクター等を中学校に

配置していけたらと考えているところでございます。学習効果につきましては、それぞれの教職員の先生方が十分活用していただいて効果を上げていただいているものと考えてございます。

次に、タブレットの導入の意義と課題はという御質問でございます。

タブレットの導入の意義については、現在でも先進校で先生がみずからタブレットを購入し、授業で活用していただいております。教育委員会では、各学校の学級相当数のタブレットを本年度導入することを予定しております。学校での活用方法といたしましては、児童・生徒が授業中に作成した作品やノートの記述をその場で映し、全体像やズームした部分を提示することも手軽にできます。このように、専用アプリを使用しなくても活用できる方法など多様な可能性を持つツールであると考えてございます。先生方には、学習効果を上げるための教具として使用していただきたいと考えてございます。

また、議員御質問のタブレットを活用した教材開発につきましては、まだまだ先の問題であると考えてございます。先進的にタブレットを活用している先生方を中心に、各教科で活用する方法を研究していただけるものと考えてございます。さらには、児童・生徒に活用させるような場合は、例えばLD等の発達障害をお持ちの生徒には、タブレットでの漢字の成り立ちを確認させるようなことで、漢字の習得をスムーズにしたり、写真を撮ってそこに気づいたことを書いて観察記録を作成したりすることで、苦手な書く作業をスムーズにすることも期待できます。今後、より教育効果が上がるタブレットの活用について、研究していく必要があると考えているところでございます。

議員御質問にありました、現在タブレットを使用している先生の数について内部で調査をいたしましたところ、現在、個人持ちのタブレットで授業に活用している先生方ですけれども、小学校で19名、中学校で5名です。なお、タブレットを持っているという先生方につきましては、小学校では48名、中学校では15名となっております。ただ、個人のiPhoneをまた授業で活用している先生もいらっしゃいまして、小学校では12名、中学校では5名となっております。それを合わせますと41名の方々が自分のタブレットまたはiPhone等、ICT教機器を活用し、授業に個人的に活用していただいているという結果が見えてきてございます。

最後に、今後の本市のICT教育の計画はどうなっているのかというところでございますが、パソコン教室の活用、それから電子黒板は既に導入をしております、引き続き、これの活用については十分行っていただければと考えておりますが、議員御質問のタブレットの今後の導入でございます。議員が懸念されているような全学校の全職員に配備したり、児童・生徒にまで配布するようになりますと、議員が懸念されているような教材開発、教材研究、それから教職員の指導等、あらゆる問題が出てこようかと思っております。こういう課題につきましては、今回配布いたしましたタブレットの活用状況を検証いたしまして、本市においても今後の方針を決めてまいりたいと考えてございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上で、教育部の答弁とさせていただきます。

○副議長（森田幾久君） 再質問はありませんか。

太田君、どうぞ。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 先ほど、最初に言わせていただいたように、教育長のお考えも先にお伺いしたいんですが、よろしいですか。

タブレット導入の経緯と今後のプランニングについて、教育長にお伺いしたい。その点、先、よろしくお伺いしたいんですが。

○副議長（森田幾久君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（登壇） 太田議員、質問のありましたタブレット導入の背景についてということではありますが、昨年那賀郡婦人団体連絡協議会、通称「那婦連」と申しますが、その解散に伴い、子どもたちに、また教育現場に資するようなものを使ってほしいということで、寄附の申し入れがありました。教育委員会に諮り、これを受け入れることといたしました。何を教育現場に資することが一番今の教育にいいのかという検討も教育委員会ですしております。やはり、教育現場から希望するものを聞いてみてはどうかということになりまして、小中校長会を通して、教育現場より希望をとりました。その結果、今、やはり一番欲しいのがタブレットであるという校長会の意見を尊重しまして、タブレット購入に入りました。その際、校長会には、那婦連の熱い意思を十分に各学校の教育に生かすようにしてほしいという話も私からしております。

小中校長会の聞き取りを通して、タブレットということでありましたが、タブレットにもいろいろグレードの高いものから誰でも取り組みやすいというそういうタブレットがあることは十分承知しております。したがって、数種類の機種も検討を教育部内で重ね、さらに校長の中でもタブレットを十分にこなしている校長を何人か呼び、意見も聞いた中で、初めてタブレットを教育に生かす先生もいてるから、今回はできるだけ平易な、しかもできるだけ各学校にたくさん配置できる機種をとということで、今の機種を選定したところであります。議員言われるように、学校現場から聞かないで勝手に教育委員会が決めたと、そういう経緯ではないことを御理解いただきたいと思っております。

さらに、情報教育研究会の教員や各学校でのICTの堪能な先生を講師として、学校単位で研修を進める計画もしております。400人余りの教員を一カ所に集めて研修をすることは、技術を伴う習得研修にはなじまないものと私は思っております。したがって、一人一人丁寧に技術を習得するには、各学校で行うのが一番よいであろうと。ただし、自校に堪能な講師のないときは、教育委員会に言っていただければ講師を派遣するように用意しておるとすることも校長会で申しております。

タブレット導入の背景と、それに伴う研修については、以上であります。

○副議長（森田幾久君） 再質問はありませんか。

太田君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 再質問させていただきます。

最初に話しさせていただきましたように、これまでパソコン教室というのを中心に、たくさんの予算をつぎ込んできたと思います。大体パソコン教室というのは、5年に一回ぐらいの割合で機種が古くなっていく関係で、入れかえをしていく。大体3回ぐらい入れかえたん違うのかなと思っているんですが。5年間パソコン使うということを考えると、現場で使っている状態では、何とかパソコンの場合はそれの中のソフトを入れかえながら、あるいはバージョンアップをしながら使います。

ただ、タブレットの場合、先ほどできるだけたくさんの先生にという話があって、そうになるとレベルを下げるしかなくなってくるわけで、タブレットの場合、自分自身が使ってもそうですが、結局使い捨てになる可能性が非常に高い。CDを使って内部を入れかえようとか、そういうことをするにはかなりのテクニック、つまり技術者でないとできない問題があります。

だから、私がここで言わせていただいたように、機種選定、例えば大阪市がいろんな機種選定をやっているわけで、その報告の中にはこういうふうに書いてあるわけです。「導入する際には、なるべく長く有効に使うためには、その時点で最高のレベルのものを入れないと使えなくなってしまう」という報告を大阪市が、ここ2年間の研究の中で上げているわけです。だから、なるべく多くの先生に使ってもらうということで、レベルを下げてしまうと、結局せっかくいただいたその寄附金の予算があつという間に無駄になってしまう可能性が非常に高い。その点で、先進地の報告、いろんな報告がインターネット上でさえたくさん出ているわけです。だから、既にやっている先進地のそういうデータを大いに利用させてもうて、さあこれから紀の川市がタブレットを使っていくぞという、そういう資料に十分になっていくのではないかと。だから、ここで聞かせていただいたのは、他府県の実情をどのように分析し、導入の検討をしたのかということをお聞きしたんです。その点、使い捨てになってしまうタブレットという可能性があることを、どの程度考えられたのかということです。

それと、パソコン教室、ずっと入れかえをしてきました。使用頻度、どの程度の先生方がコンピューター室を使って授業をしているのか。残念ながら、現場でありますと、本当に使えないんですね、使えない。本来は、各学校に専門の担当者を配置すべきと言うたのは、日々の授業で使うと思えば、担任の先生、あるいは教科の先生だけでは、とてもコンピューター室の準備をする時間がないからです。その点について、もう一度委員会としての教育現場の現在のその状況を踏まえた上で、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（森田幾久君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（自席） 議員の再質問について、お答えしたいと思います。

まず、教育委員会としては、一部の教員が専門としてそれを利用するよりも、全ての教員がやはり研修を進める中で、タブレット導入が子どもの学力にどういうふうに寄与する

かということを基礎的に学んでいくことも大事だと、そういうふう感じております。私としては、タブレットが一部の先生のものになってはならないと、全ての先生がそれを使えるようにしていくのも一つの方法ではないかと。そういうことで、機種についても校長会にも諮りながら、より利用の、活用のしやすいものをと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

それから、先進校の研究成果について、いろいろ学んではいいんかという御指摘がありました。そのとおりで、私どもも先進校の成果を学ぶのにやぶさかではありません。和歌山県では、和歌山市に一部導入と、それから有田市に導入と、先進は2カ所あります。それは、教育長通じてどのような利用をしているのか、どのような活用が効果を生んでいるのか、今どうかということを問い合わせましたところ、ただいま検証中であるということで、さらなる成果を求めて、そのことをまた私どもも学んでまいりたいと思います。

さらに、パソコン教室をどのように生かしているかということについては、議員も現場におられたときもそうしてたであらうと思いますが、小学校においては情報教育の習得ということで、パソコン教室で子どもたちは小学校1年生だとお絵かきから始まって、それから筆順、そして資料の収集、最後には卒業文集をつくるというような形でグレードをアップしており、コンピューター導入からかなりの時間をたってきておりますが、教員もそれに応じて習得して、子どもたちに指導しているという現状であります。

専門家を置いてはどうかということについては、これは国が今、議員御指摘のように、2020年をめどにタブレット導入云々、ICT教育どうというのが提起ありましたが、そのとおりでありますので、その成果をもって、県教委を通じてこの教員増員については話もあろうかと思いますが、今のところ私どものところには専門家を置くとか加配をするとかいう話はございませんので、御承知おき願いたいと思います。

以上です。

○副議長（森田幾久君） 教育長、機種選定の答弁、機種選定、どうやって選んだかという答弁。

○教育長（松下 裕君）（自席） 失礼しました。機種選定につきましては、先ほど申しましたように、グレードの高いもの、グレードの普及版というようないろいろな選定を校長会の意見を取りまぜながら機種選定をしたと、そういうことでございます。

○副議長（森田幾久君） 再々質問、ありませんか。

太田君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 再々質問、させていただきます。

タブレット導入という話を聞いてから、教室でそのタブレットを使うのと、ノートパソコンを教室へ持って行って使うのと、どういう違いがあるのかというのを僕自身も考えてみたんです。僕自身が最初のころは、ノートパソコンを持って、それからプロジェクタを持って教室で映していました。校内にLAN、またはワイヤレスの設備があれば、ノートパソコンで十分に授業に活用できます。

先ほども途中にありましたが、インターネットでどの程度の情報をとれるかということになりますと、動画や画像をダウンロードしておくことは一つの手だと思うんですが、インターネットが一番利用できるのは、やっぱりネットワークにつながって、その場で今の情報をそのままデータをダウンロードしながら同時に教室で映せるという、そういう利点があるんですね。

タブレットになったらどうかというと、タブレットの場合、有線LANは使えませんから、当然無線LANだけになるわけですよ、無線LAN。違いは何かというたら、実はそこだけではないかなと思うんです。タブレットとノートパソコン、どっちもコンピューターです。昔、パソコンが教室に入れられたころに、こういう言葉がありました。「コンピューター、ソフトがなければただの箱」というものです。つまり、画像をダウンロードするにしても何にしても、ソフトを使ってやっているわけで、それがノートパソコンにはできなくて、タブレットやったらできるということはほとんど差がない、実はほとんど差がないんですね。その辺を心配、実はしています。

だから、僕自身、最初に言いましたように、タブレットはこれからやっぱり使うべきだというふうには思うんです。学力向上に向けてぜひ使っていただきたいんですけど、パソコンやタブレットに一番欠けているものは何かというと、きのうも議員の中にありましたが「読み・書き・そろばん」と言うたときの「書く」ということが、パソコンやタブレットではなかなかできないですね。手書きで入力するということが、これは絵ではなくて文字です。文字を入力するという事は、タブレットの場合非常に難しいし、パソコンの場合も当然そうだと思うんです。タッチペンのようなものを使う可能性もあると思うんですが、手で、指で文字を書くとかいうのは非常に難しいんですね。だから、タブレットに頼るということは、学力向上とかには余り結びつかない点があるんじゃないかな。だからこそ、タブレットのその使い道について、これから使うのであればもっとしっかり、どういうふうに使ったら本当に効果が上がるのかということをしかり検証、検討していただきたい、そういうことであります。

途中で、小中1校程度のモデル校の設置を検討しなかったのかということをおっしゃっていただいたんです。教師全員に、確かになれてもらうために使うということは一つの案だとは思いますが、それが無駄なお金になってしまうよりは、一つのところに集中して、そこで実際に実践してみて、それからという取り組みのほうが、後々無駄なお金を使わずに有効的に使えるんじゃないかと、そういうふうに考えています。その点について、最後にお聞きしたいと思います。

○副議長（森田幾久君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（自席） 再々質問にお答えしたいと思います。

少し長くなりますが、私の考えも含めて、再々質問にお答えしたいと思います。

学習指導要領解説総則編では、それぞれの情報手段の特性を理解し、指導の効果を高め

る方法について絶えず研究することが教員に求められております。ICT化については、具体的にはコンピューターやインターネットを用いてデジタルコンテンツのダウンロードの仕方を編集しただけでは、授業でそのまま活用できることには私はならないと思っております。それらをどのように授業に活用するかという視点が欠けてはならないとも思っております。

そこで、児童・生徒がつまづきやすい学習場面や指導に困難を感じる場面を取り上げ、ICTを用いてどのように指導するとわかりやすくなるかといったことを明らかにしたり、またそれをもとにディスカッションしたりする授業、そういう研究や研修が私は今後考えられていくべきであろうかと思っております。

また、ICTを利用した指導場面を取り上げ、模擬的な授業を教員お互いに研修することも考えられます。ICT活用は、授業技術の向上や改善のためであり、ICT機器の操作の習熟にのみならず、それを実際に授業で使うための研修、研究を今後紀の川市教育委員会は学校とともに進めてまいりたいと思います。

そこで、議員御指摘のように、タブレットを持ち過ぎるか、過ぎるという言葉は使っておりませんでした。用いることによって書くことがおろそかにならないか、こういう点も先進校の研究成果や課題をもとにして考えていきたいと思いますが、タブレットそのものにも手書きのタブレットが普及するなり、また技術革新するなり、そういう面でも十分に期待できるものではないかと思っております。

最後に、モデル校の研究指定校はいかがなものかというありがたい提案であります。今、私も紀の川市独自の研究指定校は、小学校1校、中学校1校あります。それぞれ瞳輝く研究指定校、中身はその学校の課題を用いて研究してくださいよ。教育委員会から数学を研究しなさい、英語を研究しなさいというおっかぶせはしていない研究指定をしております。その結果、私もことしの学力調査においても、子どもたちの学力の向上が見られております。

それから、学校訪問、研究の学校訪問だけでなく、^{へいぜい}平生の指導訪問も年1回各学校に行ってます。それから、かけ橋訪問、これは教育委員と私と教育監で、校長、教頭を交えて訪問をしております。その際も、現場を忘れてはならないということで、全ての教室を教育委員と私どもが回っております。そのときに、自分のタブレットで授業したり、また研究授業でタブレットを導入し研究授業も数多く見られたことを御報告申し上げまして、私の答弁にかえさせていただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（森田幾久君） 以上で、太田加寿也君の一般質問を終わります。

○副議長（森田幾久君） 次に、1番 並松八重君の一般質問を許可します。

1番 並松八重君。

はじめに、家庭ごみ収集の現状についての質問をどうぞ。

○1番（並松八重君）（質問席） おはようございます。

ただいま議長より許可を得ましたので、通告順に従い、一般質問をいたします。

まず、紀の川市の家庭のごみ収集の現状について、4点お尋ねします。

5町が合併した翌年、平成18年3月に、「ごみの出し方ルールとマナー」の冊子が各家庭に配布され、ごみ処理費用の一部負担とステーション方式による統一した分別収集、集約された集積施設の設置が10月1日より開始されました。以来、9年がたち、住民の方の御理解と御協力で、ルールとマナーも周知徹底されているところではありますが、自治区によってはごみ収集の取り組みに大きな差があることをお聞きしております。

そこで、1点目として、現在の本市のごみ収集の形態はどのようになっているのか、お聞かせください。

2点目として、高齢化率も28%に達している本市においては、ごみ集積所までごみを持って行けない方が増加しています。特に、ひとり暮らしで集積所が自宅から遠く離れている方にとっては危険を伴い、大変不自由を感じておられます。そのような方に対して、今後どのような対策をとられていくのでしょうか。

3点目は、ごみ袋の名前記入についてです。

紀の川市指定のごみ袋は、燃やすごみ専用袋、資源ごみ専用袋、せともの専用袋とあり、どれも地区名、氏名を記入する欄が印刷されております。冊子には、2カ所にわたり「お願い」として、「地区名・氏名を記入するようになっておりますので御協力ください」との文言があります。しかし、現状は記入していなくてもきちんと分別され、指定の日、時間に集積所に持って行けば収集されています。これからも分別収集とごみ出しマナーを徹底するためには、ごみ袋の地区名、氏名記入は必要とお考えでしょうか。

4点目として、循環型社会の形成についてです。

循環型社会とは、有限である資源を効率的に利用するとともに、再生産を行って持続可能な形で循環させながら利用していく社会のことをいいます。リデュース（ごみを減らす）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（再生）のこの頭文字「R」をとって、「3R」といいます。たくさんのごみの中からたくさんリサイクルするよりも、リデュース、ごみを減らす、リユース、繰り返し使うという取り組みが大切になり、最優先されております。

先日開催された産業まつりでのリユース品の無償提供は、市民の方の関心も高く、地道な3Rの取り組みの結果として大変期待が持てました。本市の子どもたちの未来にすばらしい環境を残すためには、さらに3Rに取り組み、推進し、子どもたちからの教育はもちろんですが、大人への徹底・周知も必要だと考えます。どのような形で取り組まれていくのでしょうか。答弁、お願いいたします。

○副議長（森田幾久君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） おはようございます。

ごみの収集についての御質問にお答えいたします。

ごみの排出場所の集約化と集積施設の設置は、収集の効率化と良好な生活環境の確保が可能となることから、市では集積施設の設置を推進するため、事業費の2分の1以内・限度額50万円の補助制度を設けており、ごみ集積所に対して補助を行っております。

合併前は、旧町での一般廃棄物の収集や処理の方法に違いがあり、ごみ集積所のあり方も違っておりました。また、地理的要件等でごみ集積所を設置できない地区もございますが、平成25年度末現在で、10世帯に約1カ所の割合となっております。ステーション化について、各地区区長会総会、全体区長会等の場において必要性を訴え、引き続きステーション化に取り組んでいきたいと考えております。

2点目の高齢者対策でございますが、高齢者や体の不自由な方などで集積所へごみを持って行けない場合、御近所の支え合い・助け合いで集積場所まで運んでいただいているほか、介護認定を受けておられる中でごみ出しを苦勞されている方につきましては、介護事業所の御協力をいただいて、ボランティアでごみを出していただいているところもございますので、御相談いただければと思うところでございます。

また、紀の海広域ごみ処理施設が稼働し、収集人員と予算が確保できれば集積所へごみを出すのが困難な要介護者や障害者等に対する収集方法を関係部署と協議し、検討してまいりたいと考えております。

次に、ごみ袋の名前記入についてでございます。

ごみ袋に関する質問ですが、ごみ袋には地区名と氏名の記入欄を設けてございます。この欄の記入に関して、自治区によっては不法投棄防止や分別の徹底など正しいごみの出し方を守っていただくことを目的に記入を徹底されているところもあると聞いてございますが、これは自治区内の申し合わせと認識してございます。市としましては、名前の記入は任意としていますが、分別の徹底やごみ出しのマナーについて、今後も啓発してまいりたいと考えてございます。

また、収集の際、指定の袋に入っていないごみや分別されていないなどの不適切なごみにつきましては、警告シールを張りまして、収集せずにそのままにしてございます。シールを張ったごみは、自治区の分別や保管をお願いしているところでございます。これ以外に、指定の収集日でない場合や収集後に出された場合も残してしまうことになります。

ごみの分別や出し方は、毎年3月の広報紙と一緒に配布させていただいております「ごみ収集カレンダー」に記載しております。また、来年11月からの予定で、紀の海広域ごみ処理施設が稼働いたしますので、予算をお認めいただいた上で、搬入場所や分別方法、持ち込みの場合の処理料金などを記載した「ごみの出し方ルールとマナー」を改訂したいと考えてございます。

次に、循環型社会の推進に関する取り組みでは、議員が話されました産業まつりのリユース品の無償提供は、引き続き実施してまいりたいと考えてございます。なお、今年度は使用済み小型電気のブースを設けまして、小型電気に含まれている貴重な金属類のサンプ

ルを展示し、昨年10月からのリサイクルの実績をPRしたところでございます。

この他の取り組みとして、施設見学の受け入れやクリーン&グリーン講座の名称で出前講座での啓発も行っているところでございますので、よろしく願いいたします。

○副議長（森田幾久君） 再質問はありませんか。

並松君。

○1番（並松八重君）（質問席） ただいま御答弁いただきました中に、ごみ集積所設置は平均10世帯に1カ所とありましたが、現状は旧5町ごとにかなりばらつきがあるように思います。紀の川市開発指導要綱運用細則には、ごみ集積所について、住宅10戸当たり1.5立方メートル基準規模の大きさの集積所を設置しなければならない。また、住宅10戸未満であっても、地元区長及び市長が必要と認めた場合は、集積所を設けなければならない。設置場所については、道路敷以外で計画すること等々あるのです。あくまでも新しく開発された住宅地に適用された細則ではありますが、従来から住まわれている方との不平等感は否めません。集積所は、自治会で維持管理していただいておりますので、地理的要件等地元自治会の御意見をよくお聞きした上で、ごみ収集コストの削減と公平なサービス提供を目指し、ごみ集積所の適正な設置を検討すべきだと考えます。

続いて、高齢者対策として、収集方法を検討するとの答弁でしたが、和歌山市では10月から職員が、対象となった高齢者の自宅前まで直接ごみを収集する「ふれあい収集」が開始されております。ごみを集積場所まで出すのが困難な高齢者や障害者の世帯のために、和歌山市は実施することになりました。例を申し上げますと、ふれあい収集の対象は、70歳以上で要介護3以上の認定を受けている人、視覚障害・肢体不自由の1・2級の身体障害者手帳を持っている人、ひとり暮らし、または同居家族も同様の要介護・障害であることが要件であります。

全国的にも広がりつつあるふれあい収集は、高齢者の方の強い要望もいただいております。本市にとっても導入可能な施策だと考えますので、早急に進めていただきたいと考えております。

続いて、ごみ袋の名前記入についてです。

自治区の皆様が、名前記入を話し合い、納得し、決定されているところは尊重されるものと考えますが、新しく転入されている方にとっては、記入していなければごみを収集してもらえないと理解される方や、個人情報の観点から、ルールとマナーを守っていればごみは収集されるのに、記入欄は必要でないと考え方もいらっしゃいます。今後、どのような方法で改定され、地区名・氏名記入について市民の方に周知されるのでしょうか。答弁、求めます。

○副議長（森田幾久君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（自席） 再質問にお答えをいたします。

集積所の設置の推進についてでございます。

例年、各地区の区長会総会において、ごみ集積施設設置補助金の説明とあわせて集約化をお願いしているところですが、ごみ集積施設は自治区が設置し、維持管理するもので、道路へ直置きしていた地域にとって、どこへ集積施設を設けるか非常に大きな問題になるかと思いますが、引き続き集約化の働きかけをしてまいりたいと考えてございます。

次に、ふれあい収集につきましてでございますが、近隣の市において既に実施されているようでございますが、紀の川市では本年5月に関係部署である保健福祉部と協議をしております。その後、長期総合計画の第8期実施計画に係るヒアリングを受けた経緯がございますので、先ほども答弁いたしましたとおり、紀の海広域ごみ処理施設が稼働し、収集人員と予算が確保できれば、先進して実施されている近隣市、和歌山市、岩出市の状況等を参考にしながら、関係部署と協議し、前向きに検討してまいりたいと思うところでございます。

それと、ごみ袋の地区名と氏名の記入についてでございますが、平成27年度から新たに作成いたしますごみ袋に地区名と名の記入は任意である旨の表示をしてまいりたいと考えているところでございますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○副議長（森田幾久君） 再々質問はありませんか。

〔並松議員「なし」という〕

○副議長（森田幾久君） 次に、粗大ごみの回収についての質問をどうぞ。

○1番（並松八重君）（質問席） 粗大ごみの回収について、お尋ねします。

家庭から出る粗大ごみ回収には、個別回収と市のごみ処理施設へ持ち込む回収とがあります。個別回収の規定の中には、1回の予約で10点までとありますが、10点以上あれば何度も予約しなければならなくなり、住民の方の利便性と、また回収車の効率を考えると10点という制限は変更できないのでしょうか。

また、持ち込み回収の規定では、処理施設受け入れは平日の午前9時から午後4時までとなっており、平日お仕事の方にとって持ち込みができないのが大変不自由であります。今後、土・日の受け入れは計画されていますか。答弁求めます。

○副議長（森田幾久君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） 粗大ごみの回収について、答弁申し上げます。

粗大ごみの収集につきましては、平成18年10月から拠点回収を廃止し、個別収集を実施してございます。平成18年の地区別一斉回収では、回収拠点の確保や多額の処理委託料、回収拠点まで運ぶことが困難な方への対応、不法投棄などの問題が発生しておりました。

現在の粗大ごみの個別収集は平日のみですが、収集地区を限定せずに1日10軒程度お伺いしております。事前に粗大ごみ処理券を御購入いただければ、平日にお留守の場合でも予約の日に回収させていただくことが可能です。

また、市民サービスを広く提供するために、原則として1日当たり10点としてございますが、粗大ごみのかさによりまして1点当たりの数量を設けてございます。例えば、夏用の布団が5枚で1点、冬用の布団は3点で1点となっておりますように、枚数あるいは数個で1点とさせていただいているものもございますので、御理解くださいますようお願いいたします。

粗大ごみなど、市の施設へのごみの受け入れは平日のみとなっておりますが、紀の海広域ごみ処理施設では、土曜・祝日も受け入れる予定となっておりますので、稼働後は御利用いただけるよう啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○副議長（森田幾久君） 再質問、ありませんか。

〔並松八重議員「なし」という〕

○副議長（森田幾久君） 以上で、並松八重君の一般質問を終わります。

○副議長（森田幾久君） 次に、6番 大谷さつき君の一般質問を許可します。

はじめに、健康増進の食の改善についての質問をどうぞ。

大谷君。

○6番（大谷さつき君）（質問席） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告順に従い、一般質問をいたします。

まず、質問に入る前に、議長の許可をお願いします。今回の二つ目の質問の説明に、このようなボードを使わせていただく許可をいただきます。

○副議長（森田幾久君） どうぞ、許可します。

○6番（大谷さつき君）（質問席） ありがとうございます。

それでは、健康増進の食の改善についてお伺いします。

紀の川市では、平成22年12月16日、近畿で初めて「食育のまち」宣言を行いました。宣言文の中に、「心身の健康を確保し、生きる力を身につけていくためには何よりも食が重要です」とあります。食育を市民運動として展開し、食育推進計画の中に食生活改善推進員さんは、養成講座を受け、現在何名在籍し、今後推進員さんを何年ぐらいまでに何名目標を立てていますか。また、食育推進で、減塩対策等にかかわるボランティアの活動内容をお聞かせください。

○副議長（森田幾久君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） おはようございます。

それでは、大谷議員の一般質問にお答えさせていただきます。

紀の川市では、「食べて、動いて、笑って伸ばそう健康寿命」を基本理念とした健康増進計画を策定し、その中で、市民の健康に関する現状や課題を踏まえ、食、運動をテーマに健康寿命を伸ばすための行動目標とした「健康づくり11カ条」を制定し、市民の健康

寿命を少しでも伸ばしていただくための健康づくりに日々取り組んでいるところでございます。

議員御質問の食生活改善推進員の活動もその一つでございます。食生活改善推進員につきましては、合併以前より保健所の養成講座を受講していただき、旧町単位で活動していただいておりますが、平成21年度から権限委譲により市の事業となっております。現在は、市の要綱により20時間の養成講座を受講していただき、今では52の方が修了され、そのうち40の方が生活改善推進協議会に加入していただきまして、現在総勢109の方に活動していただいております。

議員御質問の目標等の数値にございますが、現在の養成講座を2年に1回の割合で開催しているところでございまして、募集定員20名で行っております。それで、現在のところ、180人から200人規模に拡大できればというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

その活動内容でございますが、保育園児から小学生を中心に、親子や男性、若い世代の方々を対象に、料理教室や食育イベント等を実施しております。特に、保育園児を対象に実施する「ぷるぷる娘」の紙芝居を使っただけの食育推進教室やヘルスサポーター事業、男性の料理教室など好評を得ているところでございます。

次に、減塩対策の件でございますが、先ほど答弁させていただきました健康づくり11カ条の行動目標に、その減塩を特化した行動目標は示していませんが、栄養指導には、いつも「うすあじ」で行うことをベースとしております。また、本年度は、日本食生活協会の「つなぐパートナーシップ事業」を実施し、塩分測定器を活用した「減塩と野菜あと一皿」を重点テーマとして訪問活動を行っているところでございます。

今後は、こうした取り組みの実績を踏まえ、さらに薄味をベースに野菜や果物の食べ方や間食のとり方などについて、食への関心と理解を深めていただき、子どもから大人まで広く一般市民に対する健康づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（森田幾久君） 再質問はありますか。

大谷君。

○6番（大谷さつき君）（質問席） ただいま担当部長から御答弁をいただきましたが、ここで都道府県の平均寿命で、男女とも1位の長野県の実例を紹介します。

長野県における長寿の研究は、栄養面、医療面、ライフスタイル面から盛んに行われており、高齢者の生きがいと健康づくりの秘訣は、次の5原則で整理できそうです。

1、肉体と精神面では、快眠と快食を心がける。植物性たんぱく質をバランスよくとる。ミネラル・植物性油を積極的にとる。砂糖と塩分を控える。2、社会とのかかわり面では、地域・集団・家族の中で役割を持つ。3、ライフスタイル面では、趣味や仕事で得意なものを持つ。4、ネットワーク面では、信頼でき尊敬できる友人を持つ。5、経済面では、

ある程度の余裕がある。

また、長野県で始まった「ピンピンコロリ」、ピンピンコロリというのは、厚生労働省も認めています。ただ長生きするだけではなく、私たちが望むのは、亡くなる直前まで元気に活動するピンピンコロリ人生、人生の最期まで元気になるということです。このピンピンコロリ運動とは、元気がテーマであり、元気の「げ」は「減塩」、「ん」は「運動」、「き」は「禁煙」を標榜する草の根健康づくり運動です。これは、地域で食生活の改善を図る住民ボランティア、食生活改善推進員と保健指導員の活動の成果です。2年の限度内で家庭の主婦を保健指導員に任命して、50世帯程度を一人で受け持ち、区のこの草の根の活動を40年以上継続してきました。そのため、塩分やカロリーを控えるように食生活が見直され、県民の健康知識の普及が進んだようです。

紀の川市は、農産物豊かな環境に恵まれています。野菜の摂取量が少ないのが現状です。健康減塩食の実践の普及啓発に取り組みをされていると思いますが、部長答弁の中にも、食生活改善推進員さんの目標もありましたが、長い目で見て将来的に推進員さんを500人目標にすれば、長野県のように一人50世帯受け持つことができます。医療費削減のために、市民が元気で長生きできるように、地道ではありますが、「野菜を食べる量をふやせませんか」とか、「塩分を控えませんか」などの草の根運動方式で、食生活改善推進員さんの取り組みをすべきだと考えます。この点について、再度御答弁お聞かせください。

○副議長（森田幾久君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（自席） それでは、大谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

紀の川市は、先ほども申しましたように、健康寿命を伸ばすための施策としてこの健康増進計画を作成し、ただいま健康づくりに取り組んでいるところでございます。その中で、議員御指摘の食生活改善推進員の事業内容につきましても、先ほど目標等180人から200人程度と目標設定をさせていただいたところでもございます。

ただ、議員が言われるように、500人というかなり大きな規模も理想ではございますが、現在のところ2年に1回の養成講座の中で、できるだけ多くこの改善の内容等御理解いただく中で御協力いただける方を養成していただきたいな、そのように考えていますので、その点、一点御理解願いたいと思います。

それと、もう一点ですけれども、お名前を出して大変申しわけないんですけれども、以前に坂本議員からも、この食生活改善員の推進の今の現状についても御指摘がありました。そのときにも、いろいろ答弁もさせていただいた経緯もございまして、今の現状を再度省みただ中で、現状の組織改善とあわせた現有の食生活改善推進員のさらなるスキルアップを考えながら今後も検討を重ねていきたいと、そのように考えてございますので、あわせてお願いしたいと思います。

また、食育推進計画のほうでも、いろいろその目標数値という設定があろうかと思えます。これにつきましては、農林部の所管になるんですけども、その中にいわゆる食育に関するボランティア室の設定もごさいます。その中で、いろいろうちの食育推進員も含めて生活改善グループとか、そこらのグループもごさいますので、そこらとあわせながら、関係のグループとあわせながら、今後この食育推進について邁進していきたいなど、そのように考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○副議長（森田幾久君） 再々質問はありませんか。

〔大谷議員「なし」という〕

○副議長（森田幾久君） 次に、健康ステーションについての質問をどうぞ。

○6番（大谷さつき君）（質問席） 次に、健康ステーションについて、お伺ひします。

紀の川市健康増進計画の中に、健康づくり11カ条があります。第4条で、運動・身体活動で、「運動週間！まず一歩から」とのテーマで、「日ごろから意識的に歩きましょう、動きましょう」とあります。市民にどのように啓発をしていますか。お伺ひします。

○副議長（森田幾久君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、答弁させていただきます。

運動推進の啓発についてでございますが、健康づくり11カ条に、「運動習慣！まず一歩から、日ごろから意識的に歩きましょう、動きましょう」を行動目標とし、市民の方々が楽しく継続して健康づくりに取り組める環境づくりのため、平成24年度に紀の川市健康づくり推進庁内会議を設置し、健康寿命を伸ばす取り組みとして「運動」を取り入れた健康づくりを進めているところであります。本年度は、運動をふやしていくきっかけづくりとして、市民の方々、市内の企業の方々、市職員を対象に、「チャレンジ100万歩2014」に取り組み、一定の成果が上がりましたので、参加者をふやしながらかつて継続して事業に取り組んでいきたいと考えてございます。

また、日常生活で市民の健康意識を高めていただき、日本人がかかりやすいと言われる「がん」や「心臓病」などの生活習慣病を予防できるウォーキング方法の講演会を実施し、多くの参加を得たところでございます。今後も市民の健康づくりを進めるにあたり、市民の声を聞き、創意工夫をしながら取り組んでまいりますので、御理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（森田幾久君） 再質問はありませんか。

大谷君。

○6番（大谷さつき君）（質問席） ただいま答弁をいただきましたが、健康づくりのためには1日1万歩歩くと効果的とよく言われていますが、最近の研究結果から、単に歩数をふやすだけでは効果はなく、その中に中強度、これはうっすら汗ばむ程度の早歩きの歩行時間がどれくらい含まれているのかが重要だとわかってきました。

奈良県健康づくり推進課では、奈良健康長寿基本計画を策定しました。健康寿命とは、日常的に介護を必要とせず、健康で自立した生活ができる期間です。奈良県は、平成34年度までに日本一にすることを目標に取り組んでいます。奈良県の健康寿命、これは平成24年度ですが、男性は全国で第5位、17年、女性は第19位、20年、和歌山はちなみに28位です。奈良県健康ステーションは、この目標達成に向けた取り組みの一つです。この監修には、東京都健康長寿医療センター研究所副部長、医学博士の青柳幸利さんの考えに基づいています。紀の川市も、ことし9月19日、20日と粉河ふるさとセンターと貴志川生涯学習センターで講演してくださいました。

私たち公明党市議団は、奈良県庁に行き、この取り組みの説明を聞いて健康ステーションを見学してきました。健康ステーションの設置運営は、誰でも気軽に健康づくりを開始し実践できる拠点として、ことし1月29日に近鉄百貨店橿原店に開設しました。奈良県健康ステーションを運営し、さらに2カ所目を9月1日王寺町内に設置しました。「お出かけ健康法」を実践するには、健康づくりに最適な中強度、歩行はお出かけにより実践できます。また、骨の形成に必要なビタミンDは、日光に当たらなければ生成されないため、骨粗しょう症を予防するためにもお出かけは効果的です。

予防できる病気に応じ、1日の歩数とそのうちの中強度の歩行時間の組み合わせを5段階に分けています。最適な組み合わせは8,000歩、うち中強度20分で、予防できる病気は、高血圧症、糖尿病、脂質異常症等々です。私も、この活動医療計を借りて十日目ですが、少し早歩きを心がけ、とにかく意識して歩くようになりました。健康ステーションでは、健康チェックできるよう血管年齢計や自動血圧計、骨健康度測定器、そしてこのメディウォークを2週間貸し出し、貸し出し体験など設置しています。この場所は、スペースがそんなに広くありませんでした。健康サポーターが常について、健康づくりをお手伝いします。心の癒しの場として来やすくしています。

和歌山県の平均寿命は、男性37位、女性は45位です。当市も市民の誰もが気軽に健康づくりに取り組めるよう、健康ステーションの設置を立ち上げてみるべきだと考えますが、再度御答弁をお願いします。

○副議長（森田幾久君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（自席） それでは、大谷議員の再質問にお答えいたします。

いろいろデータ的なことも議員のほうからお話あって、メディウォークのお話もしていただいたかと思うんですけども、まずメディウォークにつきましては、一応今のところ、紀の川市としてモニターの募集とかデータ収集等の中で、試験的にやっているところでございます。それで、Nシステムで僕もちょっと機械的なわからない点もあるんですけども、そのNシステムでの管理ですか、ただ今後につきましては、その導入費用とかランニングコスト等の経費がかなりかかるように聞いておりますので、それについてはまた今後財政

部局とも検討していきたいなど、そのように思っております。

もう一点、健康ステーションのお話でございます。

ただいま奈良県の視察の報告もしていただいた中で、2カ所ほどの健康ステーションを実施しているというふうにお聞きしました。私も、それから電波の聞き取りからもいろいろ私のほうでその内容等、一応調べもさせてもいただけたんですけども、その実施場所、実施状況、環境もあるかと思うんですけども、そういうのも一つのテーマかなと思うんですけども、それを紀の川市に置きかえると、かなり設置場所とか、いわゆる人員削減の中の体制づくり、かなり厳しいところもございます。

ただ、先ほども説明の中でもお話しさせていただきました紀の川市の推進庁内会議でもいろいろ検討もしているところでもございます。ただ、実際に開設ということになれば、先ほど申しましたそういう問題を今後クリアしていかないと、かなり高いハードルがあるかと思っておりますので、私はそれなりに考えてますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○副議長（森田幾久君） 再々質問、ありませんか。

大谷君。

○6番（大谷さつき君）（質問席） 最後に、市長にお伺いします。

部長答弁にもありましたように、紀の川市健康増進計画の中の基本理念で、「食べて、動いて、笑って伸ばそう健康寿命」とあります。身につけた習慣を変えるのは大変ですが、諏訪中央病院名誉院長の鎌田 實先生の著書に、中にもロングセラー、「がんばらない」が有名ですけども、もう一冊、「1%の力」という本があります。これは、人生を変える1%の不思議な力について書かれています。100%を変えるのは無理でも1%なら変えられるのではないかということです。

紀の川市も大規模な施設は大変になりますが、例えば、本庁舎1階のロビーの一角に設置してはと考えると。市民の方が気軽に本庁に来ていただき、健康ステーション利用できれば、健康寿命も日本一になると思います。市長の公約の中にも、「健康増進・医療・福祉の街とまちづくり」とあります。このように健康ステーションの設置をすべきだと思います。市長のお考えをお聞かせください。

○副議長（森田幾久君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 大谷議員の健康寿命を日本一を目指す奈良県の取り組み等とございました。担当部長からいろいろ答弁あったところでありますが、庁舎の1階あたりにそういう開設をしてはどうかということですが、私は基本的に40歳以上の皆さん方が毎年各家庭へ健康推進課から「健診を受けませんか」という書類を出しているわけですね。ほとんどの方が受けておらないのが現状であります。

それで、まず私は、年に最低1回は、もうかなり高齢になると半年に1回ぐらいと言われておりますが、まず年に1回は健診を受けてもらいたい。そして、そのときにいろいろ

と太った方、細い方、高血圧の方、いろいろあると思うんです。そして、医師なり栄養の係の先生に御指導いただき、そのことがまず第一ではないかなと、そう思います。

この1階にステーションということがありますが、人的配置等々いろいろ考える中で、今すぐやりますというのは御辛抱いただいて、前向き検討ということで御理解いただきたいと思いますが、健診を年に1回受けましょうという推進をぜひともやってほしいなと、そのように思いますので、各議員の皆さん方も御協力、御理解いただかないなと。

皆さん、受けてくれているかい、年に1回、受けてへん人も大分あるのん違うかいな。それをやっぱりやらないと、そのときにいろいろ指導していただく。歩くのもいい、笑うのもいい、そらいろいろあります。塩分をとり過ぎないようにとか、私も糖尿やって言われて歩いたり、キャベツ療法をやって、今もう正常になっていますが、じきに忘れて食べ過ぎるんです。そういうことで、その健診をみんなで推進しようではありませんか。そして、その上で、今提案のあったいろいろな健康づくりについては、いいものは取り入れていけるように検討したいと、そのように思います。

○副議長（森田幾久君） 以上で、大谷さつき君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時58分）

（再開 午前11時15分）

○副議長（森田幾久君） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○副議長（森田幾久君） 次に、12番 村垣正造君の一般質問を許可します。

はじめに、学校の適正規模、適正配置についての質問をどうぞ。

村垣正造君。

○12番（村垣正造君）（質問席） きょうの質問も最後ということは、12月のことしの最後ということで、できるだけ私も短い質問でさせていただきますので、的確に短くお答えいただきたいと思います。

それと、きょうは部長には失礼なんですけれども、答弁は要りませんので、教育長と市長ということで、絞ってさせていただきます。

第1回目の質問は、学校の適正規模、適正配置ということで、これは私も同じように少子化に関連しての質問になります。そしてまた、これは私が考えてやっている分じゃなく、教育委員会の資料をもとに質問をさせていただきますので、よろしく御答弁をお願いしたいと思います。

とりあえず紀の川市学校適正規模の適正配置ということで、平成21年5月に策定された基本方針が出ております。これに基づいて、質問を進めたいと思います。

この中の2番目に、策定の必要性というのが出てきます。それには、児童・生徒数の減

少傾向と学校力の確保、その中の（ア）で、集団の規模が小さくなると、児童・生徒の学習活動等による多様な選択の幅が狭くなったり、切磋琢磨する機会が失われることなど、集団教育のよさが生かせにくい。（イ）では、教職員の配置数が減り、校務・運営・管理や児童・生徒の指導体制も難しさが生じるなど、学校運営に影響を及ぼすことになる。

（ウ）では、学校の活力を維持し、児童・生徒が多人数の中で生き生きとした学校生活が送れるように進めるため、適正な学校規模を実現することが必要であると、この必要性が出ておりました。3番目の終わりに、合併後の新しいまちづくりが進められている現在、将来を展望し、次代を担う子どもたちが個性豊かにたくましく育つことができるよう長期的な視点に立ち、時期を失することなく教育基盤づくりに努めるという要望書も出ておりました。

そしてまた、この中の基本方針の中では、教育の機会均等でございます。細かいことは言う時間が長くなりますので、割愛させていただきますけれども。

2番目に、教育環境としての適正規模、それと3番目には、適正規模、適正配置の方法となっております。その中の基本方針の教育環境としての適正規模については、紀の川市における適正規模といいますと、今回は申しわけないです、おくれましたんですけど。小学校について絞って説明させていただきます。

1学年が2学級から3学級、全校で12学級から18学級が望ましいということです。そして、適正規模や適正配置についてどのようにここを進めていくかというところで、具体的な方法として、学校の統廃合、2番目に、通学区の見直しと、このようになっております。これは、教育指針のほうでこのように進めていくということになっております。それと同時に、これが平成21年5月で策定されたものです。

次に、平成23年度から平成27年度の紀の川市行財政改革集中改革プランの中で、これ23年に策定されております。ここの小・中学校における適正規模、適正配置というところです。児童・生徒の個性を伸ばし、自主性・社会性を育て、生きる力を身につけさせる学習や生活の場として望ましい学校規模（適正規模）を実現するために、紀の川市学校適正規模・適正配置基本方針に該当する学校には、保護者、地域住民理解を得ながらの話し合いを重ね、統廃合、通学の見直しを含め、よりよい環境を目指して取り組んでいかなければならない。これは、行財政のプランに出ております。

3番目に、平成25年3月に、第1次紀の川市長期総合計画の中の後期基本計画の中の教育環境の充実というのがあります。ここにも、児童・生徒数に応じた適正な規模の学校の配置を検討し、学校の統廃合を進めるとともに、必要に応じて校舎等の増改築を行い、良好な教育環境の整備をすると、こうなっております。この環境の整備については、来年度ですね、耐震なり終わると思います。これはそれでいいんですけども、こういう方針が教育委員会がつくられている中で、今の現状を見ますと、どのような学校のクラス数になっておるかということにちょっと説明させていただきます。

この適正規模に該当している学校は、小学校にすれば池田小学校、田中小学校、それと

粉河小学校、あとは中貴志小学校、東貴志小学校と。これは、二クラスで何とかいけております。それ以外の小学校は、一クラスなんですね。だから、その部分でこの適正規模の2学級か3学級が望ましいというところで、こういう現象が起こっているということを踏まえて、もうそろそろこの検討に入る時期じゃないかなと思っております。

それと、もう一つ、特に、平成22年8月から保育所再編計画がなされて、名手保育所が民営化され、そして平成24年ですね、平成25年には安楽川保育所が統合されたと。その地域の現状を見ますと、名手保育所には麻生津保育所の、それは麻生津の小学校の学校の子どもは、保育所を名手へ来ていると。上名手小学校の学校区の人でも名手保育所に来ているということで、保育所が一つになっているわけなんですね。同時に、安楽川保育所の場合も、調月小学校区の子どもが、園児ですね、安楽川保育所へ来ているということで、保育所は一つの保育所になって来られて、小学校がまた地域の小学校へ戻って、そしてまた中学校は戻ってくると、こういう変則なことが安楽川地域の保育査定に残っているわけなんで、残っているということは、せっかく保育所で友達ができているのにもかかわらず、また失礼ですけれども、ごく小規模のところへ戻られて、今の状態ですよ、6年間過ごされていると。そしてまた、中学校になって戻ってくる。

そしてまた、その戻られたところは、この適正な学級規模かといいますと、一クラスばかりなんですね。麻生津にしろ、上名手にしろ、調月の保育所にしろ、いうことは友達の固定化というですね、保育所でせっかく友達できたのに、また戻れば友達、この配置が固定化したまま6年間を過ごさなければいけないと。ぜひとも、こういう部分は解消しなければいけないと思っておるわけなんですね。

それと、安楽川小学校にしろ、名手小学校にしろ、この小学校二つがもう新しく改築できて、すばらしい小学校になっているわけなんですよ。ここの学校の環境といえば、新しくきれいで、そしてまた冷暖房が完備されているということで、環境にも子どもたちがやっぱり同じ名手地域でいながら、片方は戻れば冷暖房もない施設に戻ってということなんで、できるだけそういう環境のいいところを与えてあげたいと言っただけなら思っております。

そこで、もうそろそろまとめるといいますか、もうこれ21年に策定できて、もう5年がたって、一つも動いていないということなんです。それで、また行く行くは粉河保育所も考えなければいけないと、これは再編計画になっているという場合、竜門小学校っていいますと、ここは新しく来年度できるということなんですけれども、竜門小学校の状況を見ますと、大体全校生徒70人に、平均1学年12人ですね、それと竜門保育所の状況を見ますと、5歳児が12人、4歳児が10人、3歳児が12人と、もう本当にふえるということもなく、この順番にいくということは、あの規模で続けるということになるわけなんですよ。だから、僕は一つの考えとしては、あそこは小規模のモデル校みたいなことで新しい校舎をやっていけばいいんじゃないかなと、これは考えているわけなんですけれども。

そういうことで、ほとんどのことで、私はこれを踏まえて平成23年3月に一回質問させていただいたんですけれども、その間、21年からずっとこの教育委員会の会議の資料見させていただきました。そういう議題が全然上がっていないわけなんですよね。

だから、もうそろそろ教育長、これはいろんな痛みも伴い、難しい問題でありますけれども、検討に入ってはどうかと思いますので、教育長のお考えをお聞かせください。

○副議長（森田幾久君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（登壇） ただいま村垣議員から御質問のありましたことについて、個々の学校名等々は別として、教育委員会ひっくるめての考えを示させていただきたいと思います。

学校や地域の歴史などがあり、学校ごとの実情も地域の方々の思いや願いも多種多様であり、各学校への対応は画一的なものにはなり得ないものであります。対応に当たっては常に子どもたちを中心に据え、考え、地域との連携を進めていくことが肝要かと思っております。

そういった中で、紀の川市教育委員会は、議員質問の中にもありましたように、平成21年5月に策定しました紀の川市学校適正規模・適正配置基本方針を立てております。その中に、紀の川市の現状や児童・生徒数の将来推計などをもとに、学校で集団生活を送り、学習活動を行う上で適正な学校規模はどうあるべきか。また、適正規模を実現するためのどのような方法で適正配置を行うべきかについて、各学校の置かれている現状や地域の実情に配慮しながら、主に教育的な観点から検討を行う必要がある。

つまり、児童・生徒数や学級数の将来推計、学校が地域で果たしてきた役割や地域実情を考慮しながら、学校の小規模化に伴う問題点について、保護者、地域の方々と十分に協議を行い、学校の適正配置に関する共通理解と協力を得て慎重に検討を進めていく必要があると考えております。

○副議長（森田幾久君） 再質問はありますか。

村垣君。

○12番（村垣正造君）（質問席） ちょっと進めてまいりたいのと、検討するというのと、どのぐらい理解したらいいのかなと思うんですけれども、検討まではいきませんか。

○副議長（森田幾久君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（自席） 先ほど答弁させていただいたように、慎重に検討を進めてまいります。

○副議長（森田幾久君） 再々質問。

村垣君。

○12番（村垣正造君）（登壇） そこで、最後に市長にお伺いするんですけれども。これ、教育委員会だけですと、物すごく大きいエネルギーが要ると思います。地域の方の反

対もほとんど出てくると思います。そこで、市長のやっぱり強い政治力が必要になってくるんじゃないかなと思っております。

この前の教育委員会で、教育委員会制度が4月1日から変わってくるということで、市長が総合教育会議を招集して、自分の方針が出せるということが新しくなって、割合、行政のほうの方針が出せるようになってきたわけなんですよね。そこで、市長のこういう決断、市長がおられるときにこれはもうやってもらわないと思ってるんですけども、その点、これは時間かかるし、地域の住民の理解も要りますけれども、我々も、反対もありますけれども、私も協力はさせていただきたいと思いますので、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○副議長（森田幾久君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 村垣議員の小・中学校や保育所等の統廃合、真剣に考えていかなきゃならない時期ではないかという、少子化の時代に入って、そういう御心配をいただいている御質問かと思えます。基本的には、教育長が先ほど答弁されたように、前向きに検討して、何らかの方向を出していかないかという時期にはもう差しかかっていると思います。

ただ、私はこの数だけでその判断をし、統合するというのは、その立地的いろいろな広範囲な特に小学校区の中で、子どもが理想2学級という状況の中で、それに無理に当てはめるといのはいかがなものかと。そういうことの中で、私は最小限1クラスであっても存続して今のところ行くべきではないか。僕一人での判断で決めるわけではないですけども。

例えて言いますと、鞆淵地区に保育所に子どもが3人か4人しかおらないと、しかし子どもを産める自然環境の道筋さえ広くなれば、住むのに支障ない。あんな静かな環境のいいところで住みたいと、若い人たちが来てくれるような、そういう地域をつくっていくためには保育所も必要ではないかなというのも一理あるわけで、今後、総合的にいろいろと判断をしながら、これらをどのように統廃合していくのか、また小さくても残していくのかというふうなことを、議員皆さん方にも相談をさせていただきながら、また教育委員会を中心に、この方向を定めていけたらなと思っておりますので、またいい知恵をお貸しいただきたいと、そのように思います。

○副議長（森田幾久君） 次に、来年合併10年目を向かえてについての質問をどうぞ。

○12番（村垣正造君）（質問席） 10周年に向かえてということで、質問させていただきます。

10周年迎えて、市のほうでは、NHKのど自慢の招致ですか、NHKののど自慢の招致を考えられているということはお聞きしております。私また、それと別として、この機会に市の歌、市歌ですね、市の歌と市民おどり、市民音頭なり、また一つはこれを機会に、どちらかと姉妹都市も、これは考えていいんじゃないかなと。3点について、お伺いさせ

ていただきます。

旧町時代は、それぞれの旧町に町歌なり、町民おどりなり、町民音頭あったわけなんですけれども、もう10年目になって、やっぱり市の歌も音頭も必要じゃないかなと考えております。というのは、その歌、そうしながら、子どもが将来紀の川市に誇りとか愛着を持つためにも、ぜひとも必要じゃないかなと思っております。

例えば、市歌なんかつくられましたら、やっぱり小学校の校歌を覚えるように、市の歌も親しんで学校教育でも取り上げていってもいいんじゃないかなと思ったり、市のおどりなんかは、夏まつりそれぞれやられてて、そのときに親しんでもらえる歌を考えていっていいんじゃないかなと思っております。

そしてまた、姉妹都市にすれば、国内では今ないと、前のときは貴志川町さんはほたるサミットを通じてできておったんですね。また、ほかの町はなかったわけなんですけれども、また国内は国内でまたつくったらいいんですけれども、外国とは韓国での西帰浦市と中国の濱州市ということで、姉妹都市なり友好都市ができていっているわけなんですけれども、中国はちょっと今疎遠になっているみたいなんですけれども、私はちょっと東南アジアのほうにまで目を向けたらいいんじゃないかなと思っております。

一つの例見ますと、いろいろと農産物にしろ、うちはパイナップルとバナナ以外はつくられてるとということで、農産物の輸出で桃はこれちょっと調べてみますと、農協の部分、JAの部分なんですけれども、今年度で桃は台湾に1億3,236万円ほど出荷されていると聞いております。台湾、香港、これは少ないんですけどシンガポールということで、結びつきが非常に出ています。

それともう一つは、これは「頑張ってます」というこの二階さんのところで、レポートですか、農水省の担当者が、それは前に香港のほうへ二階さんが行かれて、「農産物どうか」と言って戻ってきて、農水省の職員が向こうへ行くときに、中村市長が桃を預けたということを書いております。「紀の川市産の桃を要人等に振る舞いました。その桃の味の高さと大きさに目を見張りながら食べられた」ということもこのレポートに載っております。

そしてまた、大賀ハスの関係で、またベトナムとも関係ができております。その点、考えながら、ぜひとも東南アジアでひとついろいろな意味での交流も必要じゃないかなと思うんですけれども、この3点について、市長のお考えをお聞かせください。

○副議長（森田幾久君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市民部長（中村慎司君）（自席） 村垣議員の10周年に向けての市歌とか作成をしてはというお話。

○副議長（森田幾久君） 市長、1回目なんで、正面で。

○市長（中村慎司君）（登壇） 10周年、何らかの区切りといいますか、お祝いごとだけではなしに、区切りをつける10周年、催し・イベント等考えていかなきゃならんと、

そう思っております。その一つとして、もう10年たったんだから、市の歌、市歌を考えるとという御意見だったと思います。

来年は国体もあるし、いろいろと忙しい。一つの案として、NHKののど自慢、今のところNHKからのいろいろと皆さん方をお願いをし、いい時期にやりたいなということの中で、8月9日ですかね、来年の、お盆前ではありますが、内定といたしますか、今返事をいただいております。7月末には粉河まつり、そしてのど自慢、市民まつりと、毎週続くわけなんですけど、それもまだ決定していませんが、内定をいただいております。

それと、市の歌については、町の時代も町歌があったんですから、この大きな紀の川市になって、市の歌ぐらいはという気持ちもございまして、来年11月11日までに完成するというのはちょっと難しいかもわかりませんが、このことも真剣に考えていきたいと、そう思っております。

それと、姉妹提携の関係、今、濱州市、西帰浦市とありますが、そこは続けていく、やめる等々の問題は別として、ベトナムのハスがベトナムと日本との交流の中で、ベトナムのハスが、たまたま二階先生の努力によって紀の川市に今来ているわけで、平池にその大賀ハスと並行してベトナムのハスを植栽したいなと。それだけの、ハスだけの交流だけではなく、国と国との交流ができていけるようなことにしていけたらと、そういうふうに思っておりますので、それを機会に今まではなかなか紀の川市でたくさんとれる果物等については、日本でもそうですが、日本の果物で、堂々と輸出できるのはリンゴぐらいやということで、香港を経由するとその香港から世界へ行けるらしいです。

そういうことで、先ほど村垣議員が、二階先生が行ったときに、安楽川の桃を持って行ったと、私も一緒にいてるんです。向こうの関係者がびっくりしてました。「こんなおいしい桃食べたことない」ということは、完熟の桃を持って行ったんですね。そういうことで、これを契機に何とかしようじゃないかという話が言われております。それをこの10周年を契機に、この問題も桃だけではなく、おいしい果物を外国へ出せるように、TPPの問題がどうなるかわかりませんが、その結論と並行してこの問題も考えていきたいなと、そう思っております。

そういうことで、そうなりますと、また農業に対する就労の高齢化、後継者不足等を解消するべく、紀の川市としても頑張っていかなんようになればありがたいなと、そのように思っております。

○副議長（森田幾久君） 再質問、ありませんか。

村垣君。

○12番（村垣正造君）（質問席） また、市長、これ要望というんですか、お願いでもないんですけども、音頭のとときに、市民音頭つくるときに、公募していいんですけども、歌手を、地元で歌手というのは名前浮かぶのは宮本 静さんなり、そして全体的には桃、いつもお忍びで桃なんか食べに来ていただいている全国的に有名な、杉 良太郎、伍代夏子さんでも、できれば要望いたしまして、質問終わります。

○副議長（森田幾久君） 以上で、村垣正造君の一般質問を終わります。

日程第2 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第3号））

○副議長（森田幾久君） 次に、日程第2、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第3号））についてを議題とします。

ただいまの議題といたしました件については、過日既に当局の提案説明が終了しております。

お諮りします。

ただいま議題となっております報告第5号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日、質疑、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○副議長（森田幾久君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号については、本日、質疑、討論、採決まで行うことに決しました。

それでは、報告第5号について、質疑、討論、採決を行います。

報告第5号については、質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

次に、報告第5号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○副議長（森田幾久君） 討論なしと認めます。

討論を終結をいたします。

それでは、報告第5号にいて、採決を行います。

お諮りします。

報告第5号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○副議長（森田幾久君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号は、原案のとおり承認することと決しました。

日程第3 議案第161号 工事請負契約の一部変更について（市民体育館等建設工事） から

議案第185号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について まで

○副議長（森田幾久君） 続きまして、日程第3、議案第161号 工事請負契約の一部変更について（市民体育館等建設工事）から、議案第185号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてまでの25議案を一括議題とします。

ただいま議題となっております25議案についても、既に当局の提案説明が終了しておりますので、本日は総括質疑を行います。

ただいま議題となっております25議案についても、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終結いたします。

議案第161号から議案第185号までの25議案については、お手元に配付いたしている議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第4 請願第3号 「農協改革」に関する意見書の提出を求める請願について

○副議長（森田幾久君） 続きまして、日程第4、請願第3号 「農協改革」に関する意見書の提出を求める請願についてを議題とします。

ただいま議題となっております請願については、お手元に配付の請願文書表のとおり、産業建設常任委員会へ付託いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって、散会します。

御苦労さまでした。

（散会 午前11時50分）